

ア 行政職給料表

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、社会福祉士、栄養士、歯科衛生士、司書、教諭又は保育士の職務	27	13.9%	主事 技師 保健師 社会福祉士 司書 計	23 1 1 1 1 27	42	21.6%	主事・主任級
2級	主任、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師、保健師、社会福祉士、栄養士、歯科衛生士、司書、教諭又は保育士の職務	15	7.7%	主任 技師 社会福祉士 歯科衛生士 計	12 1 1 1 15			
3級	主査の職務	47	24.2%	主査 教諭 保育士 社会福祉士 計	42 3 1 1 47	47	24.2%	主査級
4級	1 総括係長、副園長又は保育所副所長の職務 2 係長、主任教諭又は主任保育士の職務 3 専門官の職務	61	31.4%	総括係長 係長 主任教諭 主任保育士 計	25 31 3 2 61			係長級
5級	1 課長、地域局長、会計管理者、事務局長又は参事の職務 2 副課長、給食センター所長、園長、保育所長の職務	23	11.9%	副課長 園長 給食センター所長 計	20 1 2 23	24	12.4%	副課長級
		1	0.5%	参事 計	1 1			
6級	困難な業務を行う課長、地域局長、会計管理者又は事務局長の職務	20	10.3%	課長 地域局長 会計管理者 事務局長 計	15 2 1 2 20	20	10.3%	課長級
合計		194	100.0%					

※上記には公営企業（病院事業、水道事業及び下水道事業）職員を含んでいます。

イ 医療職給料表(1)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	医師の職務 ○医長、副医長及び医師の職務	2	25.0%	○医師	2
				計	2
2 級	診療所長の職務 ○部長及び医長の職務	2	25.0%	○部長	1
				○医長	1
				計	2
3 級	困難な業務を行う診療所長の職務 ○院長、副院長及び部長の職務	4	50.0%	○院長	1
				○部長	2
				診療所長	1
				計	4
合計		8	100.0%		

※上記は公営企業（病院事業）職員を含んでいます。

○は病院事業の職務及び職名

ウ 医療職給料表(2)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	歯科診療所長の職務	1	100%	歯科診療所長	1
				計	1

エ 医療職給料表(3)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は管理栄養士の職務				
2 級	高度の知識又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は管理栄養士の職務	2	10.5%	作業療法士	1
				診療放射線技師	1
				計	2
3 級	1 高度な業務を行う薬剤師の職務 2 特に高度な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は管理栄養士の職務	6	31.6%	理学療法士	2
				栄養士	1
				作業療法士	1
				臨床工学技士	2
				計	6
4 級	1 総括係長の職務 2 係長の職務 3 専門官の職務	10	52.6%	臨床検査技師	2
				診療放射線技師	1
				薬剤師	2
				臨床工学技	2
				作業療法士	1
				係長	1
				放射線科長	1
				計	10
5 級	薬局長の職務	1	5.3%	薬局長	1
				計	1
	合計	19	100.0%		

※上記には公営企業（病院事業）職員を含んでいます。

在職者のいない職務の記載を一部省略しています。

オ 医療職給料表(4)

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	准看護師の職務				
2 級	1 助産師又は看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務	9	20.0%	看護師	9
				計	9
3 級	1 高度な業務を行う助産師又は看護師の職務 2 特に高度な業務を行う准看護師の職務	32	71.1%	助産師	4
				看護師	28
				計	32
4 級	看護師長の職務	3	6.7%	看護師長	3
				計	3
5 級	総看護師長の職務	1	2.2%	総看護師長	1
				計	1
	合計	45	100.0%		

※上記には公営企業（病院事業）職員を含んでいます。

在職者のいない職務の記載を一部省略しています。

カ 技能労務職給料表

級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	用務員及び調理員				
2 級	自動車運転員等の業務に従事する者で、その就業に必要な免許等を有するもの	20	100.0%	自動車運転員	1
				技能員	6
				介護員	13
				計	20
	合計	20	100.0%		

※上記には公営企業（病院事業）職員を含んでいます。